

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

### ○ 担当者（相談室）

#### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 043-250-7351

担当： 相談室 お客様サービス担当 受付時間：月～金曜日・午前8時30分～午後5時30分

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

#### 2 特別養護老人ホーム晴山苑の概要

##### (1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホーム 晴山苑
所在地	千葉県千葉市花見川区花島町149-1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (千葉県1270200163号)
管理者	朝生 智明

##### (2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
施設長	1名		1名 (短期入所生活介護と兼務)
生活相談員	1名以上		1名以上
介護支援専門員	1名以上		1名以上
機能訓練指導員	1名以上		1名以上
管理栄養士	1名以上		1名以上 (短期入所生活介護と兼務)
事務職員	1名以上		1名以上
医師		2名以上	2名以上
看護職員	常勤換算 3名以上		常勤換算40名以上 (短期入所生活介護と兼務)
介護職員	常勤換算 37名以上 (短期入所生活介護と兼務)		

##### (3) 施設概要

定員	(特養) 100名・(短期) 20名	医務室	1室	
居室	4人部屋	13室 52床	静養室	1室1床
	3人部屋	4室 12床	食堂	3カ所
	2人部屋	2室 4床	浴室 (一般浴、リフト浴、車椅子浴、特殊浴)	
	1人部屋	52室 52床	談話室コーナー	3カ所

##### (4) 入所手続き

入所が決定した場合に契約を締結いたします。契約の有効期間は、要介護認定の期間とあわせませす。詳しいことは、担当者にお尋ねください。

### 3 施設サービスの概要と利用料

#### (1) 介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

- ・介護 …… 施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。  
食事の介助、排泄の介助、入浴の介助、洗面・整容の介助、移乗・移動の介助  
食事 …… 朝食 8：00～  
昼食 12：00～  
夕食 18：00～  
※経管栄養の方へは、お体への負担を考慮し、早めの提供を行います。  
入浴 …… 週に2回以上入浴していただけます。  
利用者の状態に応じて一般浴・リフト浴・車椅子浴・特殊浴の4種類の入浴方法があります。  
※体調や医師の指示により入浴ができない場合、身体清拭・衣類交換を行います。
- ・夜勤体制 …… 各フロアー2名ずつ介護職員を配置しています。  
別に夜間宿直者を1名配置しています。
- ・レクリエーション 入所者交流会等の行事を週、月、年単位で随時、行います。  
行事によっては別途、費用を要する場合があります。
- ・機能訓練 …… ご本人の身体状況に合わせ、機能訓練指導員による機能訓練や相談を行います。
- ・生活相談 …… 生活相談員に生活に関する相談等ができます。
- ・看護体制 …… 24時間医療との連絡体制を確保します。
- ・健康管理 …… 週1回以上、医務室に医師が勤務しますので、体調不良の方は診療を受けることができます。また、年1回健康診査を行います。
- ・通院外来 …… 協力医療機関（平山病院）への通院外来介助と入退院時の手配を行います。
- ・生活環境整備 …… 居室内の清掃整備等を状態、状況等に応じて行います。  
リネンの交換を定時あるいは必要に応じて行います。

\* 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。尚、緊急やむを得ない場合は、その内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯・期間等の説明を行い、同意を得ます。

#### (2) 料金については、「別紙料金表」参照

#### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

（以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。）

##### ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

##### ② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には平成27年7月31日までは光熱水費相当額、平成27年8月1日からは光熱水費相当額及び室料、個室利用者の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

\* 外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、利用者負担段階第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

\* 平成12年4月以前から施設に入所されている旧措置者の方については、平成17年10月からの介護保険改正に伴う本人負担額が改正前の額を上回らない額となります。

\* 平成17年10月1日以前から入所されている方で、従来型個室を利用されている場合は、当面の間、多床室と同様の負担額になります。ただし、今後、負担額が変更されることもあります。

\* 平成17年10月1日以降に入所される方で、従来型個室を利用される場合は、その状況等により、多床室又は従来型個室どちらかの負担額となります。詳細につきましては、契約手続きの際、説明いたします。

③その他費用負担の必要なもの

- ・買物代行に伴う購入費用
- ・行政手続きに要す実費相当費用
- ・インフルエンザ予防接種等費用
- ・理・美容代金
- ・外出時の付き添い及び交通費等
- ・行事参加時に要す費用
- ・記録の複写物にかかる実費相当の費用（A4・1枚につき10円）
- ・通帳管理代行費用（旧措置者の一部の方のみ・3,000円/月）
- ・個人購入希望の福祉用具等
- ・個人購読希望の新聞、雑誌等の代金
- ・外部業者依頼のクリーニング代金
- ・個人選択により利用される個人用の日用品
- ・個人希望による外食等に要す費用
- ・個人希望による趣味的活動に要す費用

(4) その他のサービス（契約書第4条参照）

（以下のサービスは無料で行います。）

- ①行政手続き代行 …… 要介護認定等に関する行政手続きの代行は施設にて行います。ご希望の際は、職員にご相談下さい。
- ②日用品等の支払い代行 …… 支払い代金を希望される方から10,000円をお預かりし、その金額内で利用者が購入した日用品等の支払いを代行します。
- ③買物の代行 …… 購入希望物品をお伺いし、同行もしくは代行により物品購入の補助を行います。
- ④洗濯の代行 …… 衣類等私物品の洗濯をご希望に応じ行います。契約手続きの際、お申し出下さい。
- ⑤食品の預かり …… おやつ、嗜好品等をご希望や必要に応じ預かります。職員にご相談下さい。また、職員から声を掛けさせていただく場合もあります。
- ⑥医療費等の支払い代行 …… 旧措置者等の一部の方を対象に支払いの代行を行います。

4 サービス計画

(1) 施設サービス計画の立案（契約書第5条参照）

施設サービスを提供するにあたり、必要となるサービス計画を立案・作成いたします。

(2) 栄養ケア計画の立案（契約書第6条参照）

入所者の方一人ひとりについて栄養面からのケア計画を立案・作成し、管理栄養士による栄養管理を行います。

(3) リハビリテーション実施計画の立案（契約書第7条参照）

入所者一人ひとりに合わせた機能訓練を行うためのリハビリテーション計画を立案・作成し、機能訓練指導員による機能訓練を行います。

- \* (1) の計画立案に基づく「サービス計画書」は、ご入所日より1ヶ月程様子を見させていただいた後に作成いたします。当面は、面接時情報によるサービス提供となります。

5 利用料金の支払方法（契約書第10条参照）

毎月15日頃までに前月分の請求をいたしますので、請求書を受領した月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行しますので大切に保管してください。高額医療費や高額介護サービス費の還付を申請する際などに使用することがあります。

- \* お支払いの方法は、現金支払、銀行振込、口座自動引落としの3通りの中からご契約の際にお選びいただけます。口座自動引落としの場合は、27日付の引落としとなります。

[料金（自己負担等）の銀行振込先]

(当施設の銀行口座)

三菱UFJ銀行 八千代支店  
普通預金 0335164  
社会福祉法人晴山会 理事長 平山登志夫

## 6 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

[当苑をご利用する方々が、可能な限りご自宅での生活復帰ができるよう、ご利用者が有する能力に応じた生活介護と社会生活に必要な援助を行います。]を行動指針にし、ご利用者の人権を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

### (2) 当苑をご利用するにあたっての留意事項

- ・面会時間 …… 午前9時00分～午後5時00分
- ・外出・外泊 …… 原則として自由、ただし、届け出が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理 …… 自己責任を原則とします。  
多額な現金及び貴重品の持ち込みは、禁止します。
- ・宗教活動 …… 原則として禁止します。
- ・緊急連絡先等の変更 …… 速やかに届け出をお願いします。

## 7 非常災害対策

- ・災害時の対応 …… 当苑の災害対策規定に基づいた対応をします。
- ・防災設備 …… スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通）
- ・防災訓練 …… 年5回実施しています。
- ・防火責任者 …… 施設長の定める有資格者

## 8 職場におけるハラスメントの防止

- ・当施設のハラスメント相談窓口  
ハラスメント解決責任者 …… 施設長 朝生 智明

## 9 衛生管理等

- ・当苑では入所者が安心してサービスを受けられるよう、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じます。  
感染対策責任者 …… 施設長 朝生 智明  
感染対策担当者 …… ケアワーカー長 三山 武史

## 10 虐待防止のための相談窓口

- ・当苑では虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。
- ・当苑の虐待に対する相談窓口  
虐待防止責任者 …… 施設長 朝生 智明  
虐待受付担当者 …… 副施設長 里見 広美 電話 043-250-7351
- ・当苑以外の虐待に対する相談窓口  
花見川区保健福祉センター 高齢障害支援課 電話 043-275-6425（直通）

## 11 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- ・事故発生防止のための委員会を設置するとともに、従業者に対する定期的な研修を実施します。
- ・上記措置が適切に実施されるよう担当者を設置します。  
安全対策担当者 …… 施設長の定める有資格者

## 12 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

### ①当苑のご利用者相談・苦情窓口

苦情解決責任者 施設長 朝生 智明  
苦情受付担当者 副施設長 里見 広美 電話 043-250-7351

### ②その他

当苑以外に、市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- (イ) 千葉市花見川区保健福祉センター  
高齢障害支援課 介護保険室 電話 043-275-6401（直通）
- (ロ) 八千代市長寿支援課 電話 047-483-1151（代表）
- (ハ) 習志野市保健福祉部介護保険課 電話 047-451-1151（代表）

1 3 緊急時の対応

体調の変化や転倒等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

	第一連絡先		第二連絡先	
氏名	フリガナ	続柄	フリガナ	続柄
住所	〒		〒	
電話	①		①	
	②		②	
	③		③	
備考				

1 2 請求書等送付先 ( 第一連絡先 / 第二連絡先 )

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の施設サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県千葉市花見川区花島町149-1  
 名称 特別養護老人ホーム 晴山苑  
 施設長 朝生 智明 印  
 説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設の施設サービスについての重要な事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所  
 氏名  
 代理人 住所  
 氏名

【別紙・料金表】

利用料金

(1) 介護給付サービス

ア：施設利用料

[ 個室 ] (旧措置入所者含む)

[ 多床室 (2.3.4 人室) ] (旧措置入所者含む)

要介護認定区分	1日あたりの単位数
要介護 1	589 単位
要介護 2	659 単位
要介護 3	732 単位
要介護 4	802 単位
要介護 5	871 単位

要介護認定区分	1日あたりの単位数
要介護 1	589 単位
要介護 2	659 単位
要介護 3	732 単位
要介護 4	802 単位
要介護 5	871 単位

イ：加算料金

加算内容	1日につき	加算条件
日常生活継続支援加算	36 単位	①前 6 ヶ月間又は前 12 ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護 4 又は要介護 5 の方の割合が 70%以上 ②前 6 ヶ月間又は前 12 ヶ月間における新規入所者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の方の割合が 65%以上 ③痰の吸引等が必要な方の割合が 15%以上 ④入所者 6 人に対して介護福祉士 1 人以上配置した場合 ①～③のいずれかに該当し、かつ④を満たした場合の加算
看護体制加算	(Ⅰ)4 単位	常勤看護師を 1 名以上配置している場合の加算
	(Ⅱ)8 単位	看護職員を入所者の数 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置している場合の施設体制加算
夜勤職員配置加算	16 単位	基準を上回る数の夜勤職員を配置しているほか、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合の加算
個別機能訓練加算	(Ⅰ)12 単位	(Ⅰ)個別プログラムを計画実施した場合の加算
	(Ⅱ)月 20 単位	(Ⅱ)個別プログラムの内容を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受け、活用している場合
ADL 維持等加算	(Ⅰ)月 30 単位	(Ⅰ)入所者の ADL 評価を行い、その内容を厚生労働省へ提出する。初回評価時から 6 か月後に再度評価を行った結果、上下位 10%を除く 80%の入所者の平均 ADL 状態(ADL 利得という)が 1 改善した場合。 (Ⅱ)上記 ADL 利得が 2 以上改善した場合。
	(Ⅱ)月 60 単位	
若年性認知症入所者受入加算	120 単位	65 歳未満で認知症と医師の診断を受けた要介護者が入所された場合
精神科医指導加算	5 単位	精神科の医師による定期的な療養指導が、月に 2 回以上行われている場合の加算

外泊時費用	246 単位	入院、外泊時 1 ヶ月に 6 日を限度に加算
外泊時の居宅サービス提供	560 単位	外泊中に施設が提供する在宅サービスを利用した場合、1 か月に 6 日を限度に加算。外泊時費用を算定している場合はあわせての算定はできない。
初期加算	30 単位	新規入所、1 ヶ月以上入院後の入所時 30 日間加算
退所時栄養情報連携加算	70 単位	特別食を必要とする入所者や低栄養状態にあると判断された入所者が病院などに退所する際、医療機関などに栄養管理に関する情報を提供した場合に加算。
栄養マネジメント強化加算	11 単位	①常勤管理栄養士及び栄養士を必要数配置。 ②入所者の低栄養状態のリスク評価を行い、リスクが高い入所者に対し、栄養状態改善に向けた計画を作成。 ③計画に基づいて週に 3 回以上食事の観察を行い、食事の調整や環境整備等を実施。 ④上記観察に基づき定期的に計画を見直していく。また、厚生労働省へ栄養に関する情報を提供した場合。
経口移行加算	28 単位	経管栄養から経口摂取移行時 180 日を限度
経口維持加算	(I) 月 400 単位	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成している場合であって、管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算
療養食加算	1 回 6 単位	医師の指示による療養食提供時、1 日につき 3 回を限度として加算
看取り介護加算	①72 単位 ②144 単位 ③680 単位 ④1280 単位	「看取り介護」の同意書の取り交わしがなされた場合に加算 ①死亡日以前 31 日～45 日以下の期間 ②死亡日以前 4 日～30 日以下の期間 ③死亡日前日及び前々日 ④死亡日
認知症専門ケア加算	(I) 3 単位	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の方の割合が 50% 以上で、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を必要数配置している。また、認知症ケアに関する技術的指導を行う会議を定期的開催した場合
	(II) 4 単位	上記(I)の加算条件を満たしたうえで、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を配置し、認知症に係る研修計画を作成し、研修を実施している場合。
認知症チームケア推進加算	(I) 月 150 単位	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方に対し、認知症介護の指導に係る専門的な研修【(II)の場合は認知症介護に係る専門的な研修】及び認知症チームケア推進研修を終了した者が中心となり、他の介護職員等とチームを組んで認知症への対応を行った場合。
	(II) 月 120 単位	

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	医師が認知症状により在宅生活が困難であり、緊急入所が適当と判断した場合。入所日から 7 日を限度に加算
褥瘡マネジメント加算	(I)月 3 単位	褥瘡に対するリスク評価を行い、リスクがあるとされた入所者に対し、多職種が共同して褥瘡に関する計画を作成。計画に基づき褥瘡管理を行った場合。
	(II)月 13 単位	褥瘡リスクのある入所者について、褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算	(I)月 10 単位	排泄介護状態の改善もしくは悪化の防止が見込まれると判断された入所者に対し、多職種で原因を分析し、それに基づく計画を作成。計画に基づいて介護を提供。また、厚生労働省へ排泄に関する情報を提供した場合。
	(II)月 15 単位	上記取組を行った結果、排尿もしくは排便のいずれかが改善し、悪化がない場合。
	(III)月 20 単位	上記に加え、おむつ使用から使用なしに改善した場合。
科学的介護推進体制加算	(I)月 40 単位 (II)月 50 単位	(I)入所者の ADL・栄養・認知症などの情報を厚生労働省へ提出し、データのフィードバックを受け、サービスの質の向上に努めた場合。 (II)上記(I)のデータに加え、疾病や服薬などの情報を提出した場合
安全対策体制加算	20 単位	事故発生の防止に伴う指針の整備や会議の開催、安全対策に係る研修を受講した担当者を配置する事で、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合にサービス利用の初回に限り加算。
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)月 10 単位	感染対策を担当する職員が、医療機関等が行う院内感染対策に係る研修や訓練に、1 年に 1 回以上参加している。また、施設内で行う感染対策に係る研修に上記研修や訓練の内容を含めている。 第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時の対応を取り決め、進行感染症発生時には対応を行う体制を確保している。 高齢者施設で流行を起こりやすい感染症(インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルスなど)に感染した場合、適切に医療が提供される体制を構築している場合。
	(II)月 5 単位	医療機関において設置された感染制御チームの医師又は看護師等から、3 年に 1 回以上、施設内で感染症が発生した場合の感染対策等について実地指導を受けている。また、施設内で行う感染対策に係る研修や訓練に実地指導の内容を含めている場合。



新興感染症等施設療養費	240 単位	新興感染症のパンデミック発生時などにおいて、施設内で必要な医療やケアを提供できるよう、感染対策や医療機関との連携体制を確保している。 感染者が発生した場合に適切な感染対策を行った上で施設内療養をした場合、5 日を限度に加算。
生産性向上推進体制加算	(I)月 100 単位	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。 生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善に取り組み、取り組みの成果を出している場合。
	(II)月 10 単位	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善に取り組んでいる。
サービス提供体制強化加算 ※右記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、右記に掲げるその他の加算は算定しない。  ※日常生活継続支援体制加算を算定している場合は、算定しない。	(I)22 単位  (II)18 単位  (III)6 単位	(I)介護福祉士を80%以上配置している、もしくは勤続年数が10年以上の者が35%以上いる場合の施設体制加算  (II)介護福祉士を60%以上配置している場合の施設体制加算  (III)介護福祉士を50%以上配置している、もしくは常勤職員を75%以上配置(介護+看護)している、もしくは勤続年数が7年以上の者が30%以上いる場合の施設体制加算
介護職員処遇改善加算  ※令和6年5月31日まで	所定の施設利用料+加算に対して8.3%を乗じた単位数	介護職員の賃金改善等を実施している施設が、入所者へサービスを提供した場合
介護職員等特定処遇改善加算  ※令和6年5月31日まで	所定の施設利用料+加算に対して2.7%を乗じた単位数	上記、介護職員処遇改善加算を算定している施設の内、職員に対し更なる資質の向上や労働環境改善などに取り組んでいる場合
介護職員等ベースアップ等支援加算  ※令和6年5月31日まで	所定の施設利用料+加算に対して1.6%を乗じた単位数	上記、介護職員処遇改善加算を算定している施設の内、介護職員等の賃金改善計画を作成し、その計画に基づいて、介護職員等の賃金を改善した場合
介護職員等処遇改善加算  ※令和6年6月1日より	所定の施設利用料+加算に対して14.0%を乗じた単位数	加算の算定額に相当する賃金改善等を実施している。 職位や職責、職務内容に応じた賃金体系を整備している。 また、昇給に関する仕組みを整備している。 職員に対し資質の向上につながる研修機会の提供や、資格取得のための支援を実施している。 介護福祉士等を一定数以上配置している。 労働環境改善等に取り組んでいる。 以上の全てを満たしている場合。

千葉市の地域区分は3級地により上記ア・イの単位数の合計に10.68円を乗じた金額になります

\*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

(2) その他介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

食事の提供に 要する費用	月 額	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	51,000円 (30日)	1日 1,700円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

\*個人の希望により、外食等に要した費用は実費負担となります。

②居住費

居住（滞在）に要する費用 ※令和6年7月31日まで	月 額	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階
多床室 (2.3.4人室)	25,650円 (30日)	1日 855円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
個 室	35,130円 (30日)	1日 1,171円	1日 320円	1日 420円	1日 820円
居住（滞在）に要する費用 ※令和6年8月1日から	月 額	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階
多床室 (2.3.4人室)	27,450円 (30日)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円
個 室	36,930円 (30日)	1日 1,231円	1日 380円	1日 480円	1日 880円

\*外出、外泊、入院等で居室を空けておく場合は、その間居住費を負担していただきます。

多床室 (2.3.4人室)	1日あたり 915円 (855円) ※ () 内は令和6年7月31日まで	第1～3段階の方については7日目 からの徴収になります。 第4段階の方については1日目から の徴収になります。
個 室	1日あたり 1,231円 (1,171円) ※ () 内は令和6年7月31日まで	

\*平成17年10月1日以前から入所されている方で、個室を利用されている場合は当面の間、多床室 (2,3,4人室) と同様の負担額になります。但し、今後、負担額が変更されることもあります。

\*平成17年10月1日以降に入所される方で、特別な理由等により一時的に個室を利用される場合は、多床室 (2,3,4人室) の負担額となります。

③その他の費用

- ・買物の代行に伴う購入費用
- ・行政手続きに要す実費相当費用
- ・インフルエンザ予防接種等費用
- ・理・美容代金
- ・外出時の付き添い及び交通費等
- ・行事参加時に要す費用
- ・記録の複写物にかかる実費相当の費用 (A4: 1枚につき10円)
- ・通帳管理代行費用 (旧措置者の一部の方のみ: 3,000円/月)
- ・個人購入希望の福祉用具等
- ・個人購読希望の新聞、雑誌等の代金
- ・外部業者依頼のクリーニング代金
- ・個人選択により利用される個人用の日用品
- ・個人希望による外食等に要す費用
- ・個人希望による趣味的活動に要す費用

\*上記内容について、ご利用者、代理人より同意を得られた場合、実費相当額をご負担して頂きます。

【 個 室 】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位	
	②日常生活継続支援加算	36単位					
	③看護体制加算	(I) 4単位 (II) 8単位					
	④夜勤職員配置加算	16単位					
	⑤個別機能訓練加算	12単位					
	⑥精神科医指導加算	5単位					
	⑦科学的介護推進体制加算	50単位/ひと月					
	⑧サービス提供体制強化加算 <small>※②日常生活継続支援加算を算定しない場合に算定</small>	(I) 22単位 (II) 18単位 (III) 6単位					
	⑨介護職員処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の8.3%		※令和6年5月31日まで			
	⑩介護職員等特定処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の2.7%		※令和6年5月31日まで			
	⑪介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①～⑧までの合計の1.6%		※令和6年5月31日まで			
	⑫介護職員等処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の14.0%		※令和6年6月1日から			
介護給付外サービス	食事の提供に要する費用	第1段階	¥300				
		第2段階	¥390				
		第3段階①	¥650				
		第3段階②	¥1,360				
		第4段階	¥1,700				
	居住費	第1段階	¥380 (¥320)			( )内の料金は令和6年7月31日まで	
		第2段階	¥480 (¥420)				
		第3段階①	¥880 (¥820)				
		第3段階②	¥880 (¥820)				
		第4段階	¥1,231 (¥1,171)				
自己負担額の目安	第1段階	¥1,501	¥1,586	¥1,675	¥1,760	¥1,844	
	第2段階	¥1,691	¥1,776	¥1,865	¥1,950	¥2,034	
	第3段階①	¥2,351	¥2,436	¥2,525	¥2,610	¥2,694	
	第3段階②	¥3,061	¥3,146	¥3,235	¥3,320	¥3,404	
	第4段階	¥3,752	¥3,837	¥3,926	¥4,011	¥4,095	

※ 自己負担額の目安は、居住費の変更分などを加味した額(令和6年8月1日～)を表記しています。

※ 介護給付サービス単位数合計に10.68を乗じた金額で算出していますが、利用日数が複数日になる場合1円未満切捨てとなりますので金額に誤差が生じます。

※ 介護職員等処遇改善加算は1ヶ月の総単位数に乗じて単位数を算出します。

※ 下記の加算については、必要に応じての加算となります。(別表・料金表を参照)

《 該当者のみの加算 》

◇ADL維持等加算、若年性認知症入所者受入加算、外泊時の居宅サービス提供、初期加算、療養食加算、退所時栄養情報連携加算、栄養マネジメント強化加算、経口移行加算、経口維持加算、看取り介護加算、認知症専門ケア加算、排せつ支援加算、認知症チームケア推進加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、褥瘡マネジメント加算、安全対策体制加算、安全対策体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算、新興感染症等施設療養費、生産性向上推進体制加算

※ 自己負担額の目安は1割負担で算出しています。第4段階に該当される場合、合計所得金額によって2割もしくは3割負担になる場合がございます。

【 多床室（2，3，4人室） 】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位	
	②日常生活継続支援加算	36単位					
	③看護体制加算	(I) 4単位 (II) 8単位					
	④夜勤職員配置加算	16単位					
	⑤個別機能訓練加算	12単位					
	⑥精神科医指導加算	5単位					
	⑦科学的介護推進体制加算	50単位/ひと月					
	⑧サービス提供体制強化加算 <small>※②日常生活継続支援加算を算定しない場合に算定</small>	(I) 22単位 (II) 18単位 (III) 6単位					
	⑨介護職員処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の8.3%		※令和6年5月31日まで			
	⑩介護職員等特定処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の2.7%		※令和6年5月31日まで			
	⑪介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①～⑧までの合計の1.6%		※令和6年5月31日まで			
	⑫介護職員等処遇改善加算	上記①～⑧までの合計の14.0%		※令和6年6月1日から			
介護給付外サービス	食事の提供に要する費用	第1段階	¥300				
		第2段階	¥390				
		第3段階①	¥650				
		第3段階②	¥1,360				
		第4段階	¥1,700				
	居住費	第1段階	¥0				( )内の料金は令和6年7月31日まで
		第2段階	¥430 (¥370)				
		第3段階①	¥430 (¥370)				
		第3段階②	¥430 (¥370)				
		第4段階	¥915 (¥855)				
自己負担額の目安	第1段階	¥1,121	¥1,206	¥1,295	¥1,380	¥1,464	
	第2段階	¥1,641	¥1,726	¥1,815	¥1,900	¥1,984	
	第3段階①	¥1,901	¥1,986	¥2,075	¥2,160	¥2,244	
	第3段階②	¥2,611	¥2,696	¥2,785	¥2,870	¥2,954	
	第4段階	¥3,436	¥3,521	¥3,610	¥3,695	¥3,779	

※ 自己負担額の目安は、居住費の変更分などを加味した額(令和6年8月1日～)を表記しています。

※ 介護給付サービス単位数合計に10.68を乗じた金額で算出していますが、利用日数が複数日になる場合1円未満切捨てとなりますので金額に誤差が生じます。

※ 介護職員等処遇改善加算は1ヶ月の総単位数に乗じて単位数を算出します。

※ 下記の加算については、必要に応じての加算となります。(別表・料金表を参照)

《 該当者のみの加算 》

◇ADL維持等加算、若年性認知症入所者受入加算、外泊時の居宅サービス提供、初期加算、療養食加算、退所時栄養情報連携加算  
 栄養マネジメント強化加算、経口移行加算、経口維持加算、看取り介護加算、認知症専門ケア加算、排せつ支援加算、  
 認知症チームケア推進加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、褥瘡マネジメント加算、安全対策体制加算、  
 安全対策体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算、新興感染症等施設療養費、生産性向上推進体制加算

※ 自己負担額の目安は1割負担で算出しています。第4段階に該当される場合、合計所得金額によって2割もしくは3割負担になる場合がございます。